

平成25年度

# 生徒指導を進めるにあたって

(中学校版)

平成22年3月、文部科学省は「小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめた基本書」として『生徒指導提要』を刊行しました。今回の『生徒指導提要』では「生徒指導」は小学校から始まることが明確に打ち出されました。

この趣旨もふまえ、あらたに小学校版・中学校版に分けて『生徒指導を進めるにあたって』を作成しました。各中学校においては、本冊子を大いに活用され、生徒指導の一層の充実が進められることを期待します。



長野県教育委員会

# 目 次

はじめに .....	1
中学校における生徒指導 .....	2
I 予防的・開発的生徒指導の推進について	
1 問題行動や学校不適合の未然防止の取組 .....	2
(1) 校内の生徒指導体制の確立について	
(2) 生徒の状況の把握について	
(3) いじめへの対応について	
(4) 学級担任が行う生徒指導	
(5) 発達障害と生徒指導	
(6) 家庭との連携について	
(7) 校種間・学校間の連携について	
(8) 地域及び関係機関との連携について	
(9) 重点的に指導する事項について	
2 学校事故防止 .....	6
(1) 学校保健安全計画の策定と危機管理について	
(2) 体育授業時・部活動時等における事故防止について	
(3) 実習を伴う教科指導等における事故防止について	
(4) キャンプ、登山、修学旅行等の際の事故防止について	
(5) 登下校時における自転車利用の指導について	
II 問題行動等が発生した場合の対応について	
1 問題行動発生時の対応について .....	8
(1) 問題行動等の把握について	
(2) 生徒に対する指導措置について	
(3) 関係機関への対応と連携について	
2 自殺予告への対応について.....	9
(1) 自殺を予告する電話や手紙・メール等を受け取った時の初期対応について	
(2) 行事等の中止を求める自殺予告や脅迫への対応について	
(3) 事前・事後における対応について	
III 教育長通知及び参考資料について	
《教育長通知》 .....	11
《参考資料》 .....	20
別紙1 緊急時連携体制	
別紙2 不審者情報への対応	
別紙3 不審者被害への対応	
別紙4 交通事故への対応	
別紙5 事故報告の扱い	
別紙6 少年事件手続きの流れ	
IV いじめ関連資料 .....	23

## はじめに

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

「生徒指導提要」（平成22年3月 文部科学省）

これをふまえ、長野県教育委員会では「命」と「人権」を大切にしたい予防的・開発的な生徒指導を推進するために、次の3点を基本的な考えとして諸施策を展開しています。

- 子どもとともに歩み、子どもの成長を支援する姿勢を基本とする。
- どの子にも「居場所・生きがい・存在感」のある学校づくりをする。
- 不適応や問題行動への対応とともに、日常的な相談や子ども理解を重視する。

各学校においても、児童生徒がいつでも相談できる環境づくりと、全教職員が「見下さない」「見落とさない」「見逃さない」「見放さない」姿勢で、児童生徒と接していただきたいと思っています。そして、一人一人の違いを豊かさにとらえ、子どもたちの自尊感情を大切にする人権教育の視点と、児童生徒の多様な教育的ニーズに対して適切に支援する特別支援教育の視点を踏まえて、生徒指導の基盤である児童生徒理解を深化させなければなりません。その上で、すべての教育活動を通じて、児童生徒が現在および将来における自己実現を図っていく「自己指導能力」の育成を目指してほしいと思います。

以上のような状況をふまえ、各学校の生徒指導のガイドラインとして、本冊子を作成しました。各学校におかれましては、本冊子を参考に、学校の実情に合った生徒指導の方針や指導計画を作成され、一層の推進に取り組まれるようお願いいたします。



## ＜中学校における生徒指導＞

生徒指導をめぐる問題は現在、いじめ・不登校、その他の問題行動など多岐にわたり複雑化・深刻化してきており、学級担任への負担や抱え込みが結果的に解決を遅らせてしまうケース等が見られます。中学校における生徒指導は、すべての生徒を対象とし、学校生活の全般にわたって行うものであり、すべての教職員が協力して、生徒指導に当たる必要があります。また、従来の「気になる生徒への対応」に加えて「すべての生徒への対応」を日常的に行う必要性が指摘されています。

中学校においては、学校全体で組織的対応ができる生徒指導体制を構築するとともに、いじめ・不登校、暴力行為、情報モラルにかかわる問題等を含めたさまざまな問題行動の未然防止を主とした「予防的生徒指導」と、学級において生徒一人一人が存在感を持ち、共感的な人間関係をはぐくむ「心の居場所」としての集団づくりや、生徒がお互いの絆を深め、自己実現を図っていくことができるようにする「開発的生徒指導」を推進することが急務であると考えられます。

### I 予防的・開発的生徒指導の推進について



#### 1 問題行動や学校不適応の未然防止の取組

##### (1) 校内の生徒指導体制の確立について

生徒指導を効果的に進めていくためには、個々の学級担任の取組だけに任せるのではなく、学級や学年の垣根を越えて、さらに家庭や地域と連携しながら、学校全体での取組を推進していく必要があります。

中学校の生徒指導主事は、法令によって位置づけられており、その役割について、「校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」ということが、同規則に示されています。

生徒指導主事を中心とした生徒指導体制について、学校全体で組織的対応ができる体制が構築されているか見直すとともに、いじめ・不登校等の未然防止を主とした予防・開発的生徒指導の取組についても、日常的な取組やその役割分担等を、学校の実態に即して示すことも必要です。

- ① 学校としての指導方針を明確にし、全教職員が共通理解のもと、協力して取り組む体制を構築する。また、そのための研修・研鑽の場を設定する。
- ② 生徒指導主事は、管理職、学級担任、養護教諭、学年会、特別支援教育コーディネーター等、他の係分掌および関係機関と常に連絡を取り合い、組織的対応の要の役割を果たす。
- ③ 学級担任は、生徒のいじめ・不登校、その他の問題行動等に対応するために、一人で抱え込むことなく、管理職・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭等の教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関など外部の専門家等と連携する。
- ④ 学校のきまりや心得等の内容及び運用については、生徒の実態、保護者の考え、地域の実情、社会の常識、時代の変化等を踏まえたものになっているよう積極的な見直しを行う。

## (2) 生徒の状況の把握について

学校は、いじめ・不登校、その他の問題を抱える生徒だけでなく、学校生活への適応とより良い人格形成のために、すべての生徒を対象とした相談体制の充実を図る。特に、次のことに十分配慮する。

- ① 教育相談はあらゆる教育活動を通して、全ての教員が適時、適切に行う。また、問題行動を繰り返す生徒、心に悩みを持つ生徒等については日常的な把握に努める。
- ② 相談窓口等については、教室・廊下等に掲示するとともに、学校要覧や各種通信等で、生徒、保護者に周知する。
- ③ 生徒指導主事は、全校生徒の動向を絶えず把握し、全教職員の共通理解が図られるように努めるとともに、生徒の情報が生徒指導主事に集まるシステム等をつくる。
- ④ 支援・指導の経過について十分に掌握し、記録をもとにそれぞれの実践を評価することで、取組を見直し、その後の効果的な支援に活かしていく。

## (3) いじめへの対応について

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」（1996.1月 文部大臣緊急アピール）は、調査によって裏付けられている「事実」を指摘したものととして、正しく理解し、適切に対応する必要があります。

学校は、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行うべきであると考えられます。

- ① 授業や行事の中ですべての生徒が活躍できる場面をつくりだし、居場所づくりに努める。
- ② 他者から認められ、他者の役に立っているという、「生きがい・存在感」を生徒全員が感じとれる絆づくりを進める。
- ③ いじめ対策は、まだ表面に現れていない生徒の課題を発見する試みと、そこで明らかになった課題を解決していくための計画的な手順（サイクル）に沿って行う。

<具体的な手順（サイクル）の例>

\*いじめの背景にはストレスやその要因が存在することに着目するとともに、生徒の現状を観察・面接・質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等で把握し、課題を発見する。

\*課題をどう変えたいかという目標（1年後・半年後・学期の終了時等までに実現したい状況）を設定する。

\*目標を達成するための具体的な取組について、自校の教育課程に位置付けた実施計画を策定する。



\*実施計画に沿って、一連の取組を着実に実施する。その際は「自己有用感」獲得のための異年齢交流や集団体験を積極的に行う。また、教師の共通理解を大切にし、生徒が成長する見通しを持って、それを励まし促すような働きかけを行う。

\*一定期間終了後に、最初に用いた質問紙等により、目標の達成状況を把握し、上記のそれぞれについて検証する。

\*検証の結果から導かれた新たな課題をもとに、上記の手順を繰り返す。

#### (4) 学級担任が行う生徒指導

学級担任は、学級に所属する生徒と接触する機会に多く恵まれ、生徒の個性や家庭事情、学級や学校における人間関係など、多くの情報を持っていると言えます。また、生徒の日常の姿や学校生活の状況を最もよく把握していると考えられます。

しかし、中学校では、教科担任の授業のあり方が生徒指導と深くかかわってきたり、部活動等の様子から、学級集団とは違った生徒理解に関わる情報が重要であったりします。

このことから、学級担任は、学級経営上の諸問題について、学年職員・教科担任・部活動顧問等と日頃から連絡を取り合うことが重要であり、また、それらについて、生徒指導主事を中心に、いち早く全教職員で共有できる日常的なシステムが必要です。生徒の努力している姿や学習での具体的なつまずき、友達関係の微妙な変化をつかんでおくことは、学級経営上極めて重要な内容になります。生徒を多面的にとらえた、複数の教職員等によるきめ細かな指導（チーム支援）や、担任の抱え込み防止にもつながります。

こうした点から、学級担任は学級経営上の情報をどう発信・共有・活用等をしていくかが、中学校における生徒指導を進める上で大きいと言えます。



- ① 生徒一人一人に対して、常に温かく公平に接し、生徒の抱える問題を親身になって受け止め、悩みを理解・共有し、共に考え、自己実現を支援するよう心掛ける。また、生徒一人一人の学習意欲を育て、個性の伸長を援助するために、学年職員、教科担任をはじめ生徒と関わりをもつ教職員の協力を得て、適切に指導を行う。
  - ② 教育者として人権を尊重して生徒に接し、人格を否定するような言動は厳に慎む。また、問題によっては毅然とした態度で指導する。
  - ③ 問題行動を起こした生徒に対しては、その背景や原因の把握に努めるとともに、その行為の意味やそれらがもたらす結果や責任などを理解させる。
- ▽ 授業づくりの基本に関しては「信州 Basic」を参考にする。(PC画面上マウスリンク有)
- > [長野県総合教育センターHPトップ](#) > [教育情報事業の「信州 Basic」](#)

#### (5) 発達障害と生徒指導

発達障害やその傾向のある生徒が直接不登校や問題行動と結びついているとは言えないが、学校生活に「困難さ」を感じている生徒がいる。

- ① 発達障害に限らず、問題等を抱えている生徒の多くは、他の生徒と比べて「つまずきやすい」だけであり、授業や行事の展開自体の方に問題があるという場合もあるという発想から、「困難さ」を感じていない生徒にとっても「つまずきかねない」授業や行事になっていないか見直す。
- ② 発達障害やその傾向のある生徒のいる学級では、学級担任や教科担任が「個別支援(個別指導)」に基づく対応と「集団指導」に基づく対応が求められる。その対応はバランスを考える必要があり、どの生徒にとっても安心して学べる学級づくり、分かりやすい授業づくりを進めることが大切である。
- ③ 「個別支援(個別指導)」に基づく対応としては、「つまずきやすい」生徒に対して、個に即した助言や支援を行う。取り出し授業や補習授業を行う等。

- ④ 「集団指導」に基づく対応としては、「つまずきやすい」生徒だけでなく、すべての生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりや、分かりやすい授業づくりを進める。

#### (6) 家庭との連携について

- ① 生徒指導の方針や計画について、年度当初に、生徒や保護者に対しても文書等により十分説明し理解を得るとともに、PTA総会、授業参観日等の機会を通じて周知を図る。
- ② 保護者には、PTAの会合や参観日、家庭訪問等に限らず、機会をとらえて、生徒についてのプラスの情報を積極的に伝える。日頃から信頼関係を積み重ねることが問題行動の早期発見・早期対応・早期解消を可能とする。
- ③ 学校生活等に変化が見られる生徒については、学校での学習・生活状況等を家庭に連絡するとともに、家庭状況や家庭での生活等の把握に努め、不適応や問題行動を未然に防止するための支援・指導に生かす。
- ④ 家庭訪問の実施に際しては、その内容等により、学級担任一人ではなく、副担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当者、教頭、養護教諭など、複数で訪問する。



#### (7) 校種間・学校間の連携について

- ① 小1プロブレムや中1ギャップ、中途退学、ひきこもり等の課題や発達障害等の支援の充実を図る上で、幼保・小・中・高における教育の連続性を意識した「縦」の連携と、地域（資源・人材）における子どもの育ちを支える「横」の連携が一層重要である。
- ② 中学校においては、小中連絡会等での情報による連携と、その情報を基にした授業参観や中学校体験入学等による行動連携などがある。また、進路指導では、一人一人の将来を見据えた上で、進学・就職先との情報交換や支援・指導に関わる役割連携等がある。
- ③ 個人情報扱いに留意しながら、情報連携に留まらず行動連携による組織的・継続的な対応ができるようキャリア教育等「縦横」の広い視野に立った、学校・家庭・地域が一体となった取り組みに努める。

#### (8) 地域及び関係機関との連携について

- ① 校長、教頭及び生徒指導主事等が、日頃から児童館、警察署等の関係機関を訪問するなどして、指導方針や指導体制、問題行動の実態等について理解を深めるとともに、相互の信頼関係や日常的な協力体制をつくっておく。
- ② 開かれた学校づくりを進める中で、市町村（組合）教育委員会、育成会、民生児童委員等と十分な情報・意見交換を行い、家庭状況等の把握に努め、不適応・問題行動の実態や対応についての認識を共有するとともに地域の健全育成活動に協力する。
- ③ 地域の青少年補導センター、児童相談所、保健福祉事務所、家庭裁判所等とも連携を密にし、日常的な協力体制をつくっておく。
- ④ 学校だけでは適切な指導ができないと予想される事案や事故発生の場合は、保護者の理解を求め、早めに関係機関に相談して協力を得るなど、外部機関との積極的な連携を図る。
- ⑤ 校外の生徒指導上注意を要する場所等については、安全マップ等により日頃から実態を十分に把握すると共に、不審者等に対する指導や「子どもを守る安心の家」の確認等を

行うなどして未然防止に努める。

## (9) 重点的に指導する事項について

新1年生や学級編成をした学年は、特に一人一人の学習状況、生活状況、人間関係等の把握に心がけるとともに、ルールとふれあいのある学級づくりを推進する。

- ① 「不登校」の課題に対しては、「新たに不登校になる生徒を生まない」という未然防止の取組を重点とし、魅力ある学校づくり、学級づくりを推しすすめる。また、不登校の早期発見早期対応については、欠席状況や学習状況、生活状況、人間関係等の把握に心がけ、日頃の相談活動を通して不安を取り除くなどの対応が必要である。
- ② 「暴力行為」「薬物乱用」「性教育」等の指導については、生命の尊重を基本とした生徒の健全育成を図るうえで十分な配慮が必要であり、生徒を守るために、家庭・関係機関との連携を密にして取り組む。
- ③ 虐待等が疑われる場合は、養護教諭等と連携して生徒の訴えに耳を傾け、生徒が発するサインを見逃さないよう、早期発見に努める。また、虐待が疑われる場合は、市町村や都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない。
- ④ 携帯電話・インターネットの利用実態の把握に努めるとともに、情報モラル教育の充実を図る。

▽携帯・インターネット指導資料は以下を参照する。(PC画面上マウスリンク有)

- ▷ [長野県公式HPトップ](#) ▷ [ケイタイ・インターネット指導のためのポータルサイト](#)
- ▷ [長野県教育委員会HPトップ\(右\)](#) ▷ [生徒指導](#) ▷ [携帯電話・インターネットの指導](#)
- ▷ [長野県総合教育センターHPトップ\(右下\)](#) ▷ [教育情報事業\(下\)](#) ▷ [教育情報](#) ▷ [◆情報教育](#)

## 2 学校事故防止



### (1) 学校保健安全計画の策定と危機管理について

- ① 各学校では、生徒が危険を予測し回避する能力を育てるために、「学校保健安全計画」を策定する。学校保健安全計画には、(ア)施設・設備の安全点検 (イ)学校生活その他の日常生活における安全指導 (ウ)教職員に対する研修 の3点に関する事項を必ず盛り込む。(学校保健安全法第27条) (\*改訂版 学校保健・安全・給食指導資料 平成23年3月参照) また、様々な危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領＝「危機管理マニュアル」(危険等発生時対処要領)を作成する。(学校保健安全法第29条)
- ② 危機管理は何よりも「初期対応」が決め手となることを意識して取り組む。基本的には、「さしすせそ」、即ち、「最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意を持って、組織で対応」する。また、指揮系統、正確な状況把握、役割分担、対応の方針も明確にしておく。
- ③ 緊急時の対応のために、緊急用備品の用意、職員等による救急救命法の習得、保護者への連絡方法、搬入病院、救急病院等を把握しておく。
- ④ 非常時用の学校の電話回線の確保についても周知徹底を図っておく。また、必要に応じて携帯電話による連絡方法も考慮しておく。
- ⑤ 他校での事例等を参考にして、校内の危険個所については常に関心を持ち、定期的な点



検に努める。また、学校周辺の通学路や危険個所の状況の把握に努めたり「通学路安全マップ」を作成したりする。

## (2) 体育授業時・部活動時等における事故防止について

- ① 個々の生徒の心身の健康状態や人間関係等についても把握に努め、けがや事故等を未然に防ぐよう配慮する。
- ② 活動中はもとより、活動前後の環境整備等についても十分配慮し、けがや事故等の未然防止に努める。



## (3) 実習を伴う教科指導等における事故防止について

- ① 薬品類の管理については、「薬品管理簿」を作成し徹底すること  
・薬品類の保管場所、格納方法、管理責任者を明確にする。  
・残量の確認、保管、管理方法を確立しておく。  
・毒物・劇薬等の保管にあたっては、施錠を必ず行う。  
・授業中の劇物や爆発性のある薬品の取り扱いには、特に注意する。
- ② 取り扱いに危険を伴う教材・教具については、保管・管理の責任者を明確にし、注意事項を生徒に周知徹底するとともに、その取り扱いには特に慎重を期するよう指導する。
- ③ 実験・実習は、生徒の安全に配慮し計画的に行う。予備実験や教材研究を十分にを行い、起こり得る事故を想定して、それに対する予防や発生の際に取るべき措置を検討する。
- ④ 職場見学や職場体験等、校外における実習等の指導にあたっては、受け入れ先との連絡を密にとり指導の連携を図り、事故防止に努める。

## (4) キャンプ、登山、修学旅行等の際の事故防止について

- ① キャンプ、登山、修学旅行等の学校行事は学習活動の一環であることを徹底させ、明確な目的意識を持って参加するよう、事前指導を十分に行う。
- ② 行事の計画にあたっては、防災、避難、保健、衛生及び交通事故の防止、その他の安全確保について十分留意するとともに、非常の際の緊急措置について対応を検討しておく。また、普段より学級・学年における人間関係の把握に努め、特に宿泊を伴う行事においては、教職員の目の届かないところで大きなトラブルが発生しないような配慮をしておく。
- ③ 交通機関の利用や他校の生徒との同宿等に伴う問題についても、事前に想定し、突発的な事故やトラブルの発生を未然に防止するよう対策を立てておく。

## (5) 登下校における自転車利用の指導について

- ① 自転車通学の許可制、登下校時の使用規程等を明確にし、その内容について生徒、保護者、PTA役員に周知徹底しておく。
- ② 自転車の通学を許可した生徒に対しては、安全運転に関する効果的な指導について検討し、実技を含む安全指導を計画的に行うように努める。
- ③ 交通違反や事故の防止について、生徒、保護者に対して、道路交通法の遵守等指導の徹底を図る。また、事故発生にともなう生ずる諸問題（被害・加害生徒の補償問題等）については、学校の指導の限界を明らかにして、事後に混乱が起きないようにする。
- ④ 自転車の事故で生徒が加害者になるケースが見られることから、任意保険への加入も含めて事故発生への対応を指導しておく。

## Ⅱ 問題行動等が発生した場合の対応について



### 1 問題行動発生時の対応について

中学校において、生徒指導主事は、生徒指導上の情報を速やかに校長・教頭に報告・連絡・相談します。その際は私見や憶測を交えず、客観的な事実と課題を伝えるようにします。また、具体的な対応策を複数用意し、予想される効果とリスクを説明できるようにしておくことは、校長が方針を決定する上で、より適切な判断に結びつく可能性を高めます。

校長は、教頭や生徒指導主事等からの報告をもとに、指導方針を決定します。生徒指導主事はその方針に従って、教頭、学年主任等と連携し、具体的な取組計画を策定するとともに、教職員全員の合意形成を図りながら、具体的な指導・対応方針を周知・徹底します。

このようなことから、普段から相互補完の考え方を大切にし、校内における役割連携を明確にしておく必要があります。

#### (1) 問題行動等の把握について

- ① 通報があり次第、ただちに教職員を現場に派遣し、状況を迅速に把握する。また、状況に応じ、速やかに保護者や関係機関に連絡をとる。
- ② 事実確認の際は、関係生徒や保護者から正確な事実を聴取する。その際、関係生徒の人権や聴取時間、複数での対応等について配慮する。
- ③ 常に教育的配慮に心掛けながら、指導記録を取る。
- ④ 問題行動が複数の学校にまたがって発生した場合は、直ちに学校間で連絡を取り合う。

#### (2) 生徒に対する指導措置について

- ① 生徒をはじめ、保護者に対しても学校の指導方針（校則）等を十分に説明し、理解を得るようにする。
- ② 教育上必要な措置として、問題行動を起こした生徒に別室での指導を行う場合は、保護者に事実の確認、指導方針・方法、アフターケア等、別室での指導について説明し理解を得る。
- ③ 別室での指導では、教科学習など学力の保障をした上で、生徒自らの内面を見つめさせ、心の成長も支援し、内面からの変容を心がけて指導をする。また、個別の指導にあたっては、複数の職員による対応を基本とする。
- ④ 出席停止の措置については、市町村（組合）教育委員会と綿密な連携をとり、教育委員会の指導のもとで行うこと。また、適用にあたっては、それまでの指導があらゆる角度から検討された上で行われてきたこと、一連の指導について必要な記録が残されていることが重要である。
- ⑤ 出席停止の措置に係わる市町村（組合）教育委員会規則等については、予め保護者、教職員に周知しておく。

#### (3) 関係機関への対応と連携について

- ① 報道機関等への対応は、混乱・誤認を招かぬよう、十分留意する。報道機関等による取

材や生徒の接触等についても、生徒の人権や個人情報を保護するために、必要な事項を予め教職員・生徒に周知徹底しておく。

- ② 報道機関への対応として、以下のことに心がけたい。
  - ・把握した情報は、報道機関よりも早く保護者に伝える。
  - ・会見が必要な時は、事実の発表をし、憶測で話さない。
  - ・明らかでないことは、「まだ、わからない」とし、あいまいな対応をしない。
  - ・個人情報に配慮しながら、可能な限りの情報を出す。
- ③ 問題行動発生後の、教職員による調査や警察署等への調査依頼にあたっては、教職員の意識統一を図るとともに、生徒に対しても、事前にその措置をとる趣旨を十分に説明し、混乱を招かないよう配慮する。また、保護者への説明の場を迅速に設ける。
- ④ 警察との情報連携にあたっては、市町村教育委員会の「児童生徒による問題行動等に係る学校と警察の連絡」運用要領に基づいて、適切な対応を行う。また、警察による校内での事情聴取にあたっては、教職員が立ち会うなど、必要な配慮をする。

## 2 自殺予告への対応について

### (1) 自殺を予告する電話や手紙・メール等を受け取った時の初期対応について

- ① 平常時から危機管理の体制づくりや危機対応のマニュアルづくりなどを行う。校長を中心に関係教職員による「危機対応チーム」を組織して緊急対策会議を行い、予告内容を慎重に分析する。
  - ・自殺阻止を第一と考え、対応の方針や役割分担に基づき緊密に「報告・連絡・相談」を行い、関係機関とも連携しながら迅速に組織的対応を行う。
  - ・要求事項（交換条件等）がある場合は、その根拠、原因や背景等を細大漏らさず明らかにするよう努める。
  - ・PTA、保護者の協力を得ながら必要な措置をとる。要求事項（交換条件等）があっても、それに学校が一定の結論を出す場合は、校長の責任において行う。
  - ・教頭は、事態の発生から解決の段階に至るまで、関係する一切の経過等について詳細な記録をとる。
  - ・校長は、教育事務所を経由して義務教育課及び教学指導課心の支援室に速やかに報告する。必要に応じて警察等の関係機関に協力を要請する。
  - ・外部への対応の1本化を図る。
- ② 全教職員が共通認識のもとで取り組む体制を確立する。
  - ・校長は緊急職員会議を開催し、全教職員が情報を共有し、共通認識のもとで対応、指導するとともに、教職員間の連携体制を明確にしておく。
  - ・予告者の人権などに配慮し、教職員の軽率な言動によって情報が漏れることがないようにする。
  - ・学級担任を通じて一斉に生徒に話をしたり、全家庭に電話連絡をしたりする場合には、メモ等を作成して共通の文言に基づいて行うなど、教職員個人の見解によることのないようにする。
- ③ 予告者を特定しようとする場合は、慎重な配慮のもとに行う。
  - ・予告者を特定するために、生徒からの聞き取りやアンケート調査、家庭訪問等を行う場

合は、予告者を追い詰めることにならないよう配慮する。

- ・ 予告が再び来ることに備えて、具体的な対応策を考えておく。
- ・ 電話等が来た時には、受容的態度で接し、できるだけ予告者を特定できる工夫をするとともに、電話等の様子を詳しく記録する。
- ・ 全校の生徒の状況の把握に努める。特に、欠席している生徒、欠席しがちの生徒、最近様子に変化したと思われる生徒については、家庭訪問や電話等により保護者と連絡を取り、状況把握を確実に行う。

## (2) 行事等の中止を求める自殺予告や脅迫への対応について

- ① 行事等を予定どおり実施するか否かの判断については慎重に行う。
  - ・ 生徒の状況を十分に把握し、十分な実施体制を整えた上で問題がないと判断される時は予定どおり実施する。
  - ・ 時間的に余裕がない場合は、延期してさらに状況把握に努め、十分な実施体制を整えたうえで実施する。
  - ・ 生徒の状況を十分に把握できない時、あるいは、実施に問題があると判断される時は行事の中止も検討する。
  - ・ 必要に応じてPTA三役等にも相談し、PTAの協力を得る。
- ② 学校が実施、中止、延期等一定の結論を出した場合は、全ての保護者に学校の意志決定が伝わるよう電話連絡や文書連絡を徹底し、場合によっては説明会等を実施する。
- ③ 行事等を中止又は延期する場合の決定は校長の責任において行う。
  - ・ 全校集会等において、学校として苦渋の選択をせざるを得なかったことを訴えるとともに、改めて、命の尊さやこのような手段では悩みや問題が解決しないこと、どこのだれにでもいいから悩み等を相談して欲しいことなどを訴える。
  - ・ 予告電話等の後は、当分の間、個々の生徒の観察を十分行うとともに、各家庭との連携を一層密にして、生徒の出欠及び状況把握を正確に行う。

## (3) 事前・事後における対応について

- ① 生徒一人一人に対する理解を深め、全教職員が一体となり、カウンセリング・マインドを持って生徒指導に取り組む。
- ② 全校集会や学級活動において、自殺予告電話等の問題を取り上げ、命の尊さとした手段では本質的な問題解決にならないことを指導するとともに、生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができる相談体制を確立する。
- ③ 生徒一人一人の健全な成長のためには、学校と家庭が課題を共有し、共に取り組んでいくことが重要であり、そのためのPTA集会や地区懇談会、家庭訪問等を一層充実させる。

▽文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレットを参照する。

(PC画面上マウスリンク有)

＜ [文部科学省トップ](#) ＞ [政策について](#) ＞ [審議会情報](#) ＞ [調査研究協力者会議等](#) ＞ [児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議](#) ＞ [「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレットの作成について](#)

### Ⅲ 教育長通知及び参考資料について

#### ○ 重大事件の未然防止について

〈平成15(2003)年8月6日 15教指第474号〉

ご承知のように、本年四月に、飯田高校生徒刺殺事件検証委員会から、死亡・重傷事件等の重大事件への対応に係わる貴重な「提言」を賜りました。

県教育委員会といたしましては、本「提言」を受け、重大事件を未然に防ぐために、具体的な指針づくりの検討を重ねてまいり、別紙のようにまとめました。

各学校では、これまでも、一人一人の児童生徒を大切にした生徒指導に心がけてきていただいたところですが、改めて、別紙の各事項について、職員会議などの場で十分な確認をしていただき、生徒指導体制の一層の充実が図られるようお願いいたします。

小中学校におかれましては、市町村教育委員会と緊密に連絡・相談し、重大事件の未然防止に向け、各学校の状況に応じた効果的な取組をお願いします。



[別紙]

#### 児童生徒による重大事件を未然に防ぐための指針

##### 1 基本的事項

児童生徒による死亡・重傷事件等の重大事件を未然に防ぐためには、何よりもまず、どの児童生徒も様々な課題を抱え、時には自分を見失い、死亡・重傷事件等の重大事件を起こすことがあります。そのことを全教職員が共通認識し、同時に、保護者にも同様の理解を促す必要があります。

その上で、下記の5項目を踏まえた日常的な生徒指導を推進して下さい。

- ① 校長のリーダーシップの下、全教職員が協力して指導にあたる体制を整備し、全教職員が問題行動の内容等を的確に把握・共有し、指導方針や対応について共通理解を図る。
- ② 常日頃より、様々な教育活動を通じ、児童生徒の自尊感情や規範意識の向上に努めながら、どの児童生徒にも、「居場所・生きがい・存在感」のある学級・学校づくりを推進するとともに、「自分も他者もかけがいのない大切な存在」であることを認識させる。
- ③ 相談体制の整備や相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりなど、問題行動への予防や対応について、保護者、スクールカウンセラーなどの意見を参考にしながら、全教職員による積極的な見直しや改善を行う。
- ④ 児童生徒・教職員が、犯罪被害者や関係機関の話を聞く機会を積極的に持つ。
- ⑤ 児童生徒の日頃の行動や生活態度について、特に、家庭との十分な連携に努める。また、児童生徒からの情報収集はもとより、学校間や地域・関係機関との連携を図りながら、問題行動の温床となりやすい施設、場所等の情報の収集・連絡に努め、必要な指導を行う。

##### 2 個別的事項

暴行・傷害、薬物乱用、暴走行為、脅迫、恐喝、窃盗等の犯罪行為を起こした児童生徒や、いじめ、深夜徘徊、無断外泊、性の逸脱行動、授業妨害、怠学等の不良行為などを繰り返す児童生徒への対応については、特に慎重を期しながら、下記の項目を踏まえた指導を推進して下さい。

また、過去に上記のような問題行動歴がない児童生徒についても、全教職員による共通認識と協力のもと、保護者、スクールカウンセラーなどの意見も参考にしながら、予兆を見落さないよう努めて下さい。

なお、下記の③以降については、死亡・重傷事件等の重大事件の未然防止のために、事前に、全児童生徒・保護者への周知とともに、保護者の理解と協力を得るようお願いいたします。

- ① 教職員は各種相談員等関係者とも連携して、対象の児童生徒に対し、集団による指導を行うとともに、自分も他者もかけがいのない大切な存在であることを、重ねて認識させる。
- ② 犯罪行為や不良行為などの問題行動を繰り返す児童生徒の自尊感情の回復のため、学習支援が必要と思われる時はその手だてを取る。
- ③ 教職員等による集団指導を通じ、対象の児童生徒の心情、家庭環境、成育歴等、今後に生かす情報収集を図るとともに、犯罪行為を起こした児童生徒・保護者には、自発的意思による被害者への心からの謝罪と償いをするよう努める。
- ④ 凶器類による暴行・傷害事件等を起こした児童生徒には、必要に応じて、凶器類の校内への持ち込みがないか、他の児童生徒に配慮しながら、所持品の調査を実施する。
- ⑤ 教職員等による集団指導を継続しても、対象の児童生徒に立ち直りの様子が見られない場合は、保護者とも連携して、児童相談所や家庭裁判所への通告を検討する。合わせて、小中学校においては、状況に応じ、児童相談所や市町村教育委員会と緊密に連絡・相談し、児童保護や出席停止などの対応を検討する。高等学校においては、状況に応じ、停学処分・退学処分を視野に入れた措置を検討する。

## ○ 生徒指導の充実 ・ 改善について

〈平成18(2006)年11月15日 18教指第469号〉

平素より、生徒指導の充実についてご尽力ご協力いただき誠にありがとうございます。

このことにつきましては、平成18年(2006年)10月24日付け18教指第445号で通知をしたところですが、引き続き、いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという事件が相次ぎ、「いじめを苦にした自殺」を予告する手紙が関係機関に寄せられるなど、「いじめ問題」に対して、学校ならびに関係機関の適切な対応・指導が求められております。

つきましては、市町村(学校組合)教育委員会ならびに各学校におかれまして、いじめ問題について、いじめが起きたときの取組、相談体制を見直す取組、命と人権を大切に取る取組について、下記の事項にご留意の上、いま一度総点検を実施し、生徒指導の充実・改善に一層取り組まれるようお願いいたします。

なお、市町村(学校組合)教育委員会にあっては、管内の小中学校へ周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

### 記

#### 1 いじめが起きたときの取組

- (1) 「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」「いじめは、人間として絶対に許されない」との教育長通知(平成9年4月25日)を、基本認識として全職員が確認する。
- (2) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。
- (3) いじめについての訴えや情報等があった時は、直ちに学校長に報告し、学校長はそれを軽視せず、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく、的確な対応する。
- (4) 実態や事実を把握するために、児童生徒・保護者からの情報をしっかりと受け止めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの校内連携に努め、児童生徒の生活や人間関係について、きめ細かく調査を実施する。

- (5) いじめられる児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (6) いじめの事実関係を明らかにする中で、法的な視点から、いじめを行う児童生徒に対して、特別な指導計画等によって、毅然とした指導を行う。
- (7) いじめの問題の解決のためには、PTA（保護者）や市町村・県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力を行う。
- (8) いじめによる自殺予告等への対応については、別紙3「自殺予告への対応について」を参考にする。

## 2 相談体制を見直す取組

- (1) 児童生徒や保護者の悩みや要望を受け止めるため、相談窓口（場所、人、方法）を明確にしてホームページや文書等で児童生徒・保護者に周知し、相談窓口が十分に機能するようにする。
- (2) 日常的に児童生徒の様子を見守り、児童生徒についての情報交換を行い、報告・連絡・相談・確認を通じて情報を共有する。また、相談支援の必要な児童生徒に対しては、チームを組んで支援を行ない、悩みの解消が図られるまで継続的で適切な事後対応を行う。
- (3) 校内での連携はもとより、必要に応じて保護者や外部機関との連携を図り、スクールカウンセラーや心の相談員を組み込んだ教育相談体制を整備する。
- (4) 事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を実施し、教職員の相談についての資質と能力を高める。
- (5) 教育相談における児童生徒等の個人情報の取扱いについては、個人情報に関するガイドライン等に基づき適切に取り扱う。

## 3 命と人権を大切に取る取組

- (1) 命の尊さを学ぶことが全ての教育の前提にあるとの認識に立ち、「いじめ」や「暴力行為」は命や人権を奪う重大な問題であることを、様々な機会を通じて繰り返し指導する。
- (2) 命は互いの命によって支えられていること、自分の命を大事にすることが互いの命を大事にすることにつながることを、日々の生活の中で実感させるような取組を充実する。
- (3) 学校教育の根底に人権教育を据え、あらゆる教育活動を通じて人権尊重の精神を涵養するための取り組みを、体系的計画的に行う。
- (4) 携帯電話・メール・インターネット等による誹謗中傷から、互いの命や人権を損なう状況が増えている現状を踏まえ、各校における実態を把握し、児童生徒の情報モラルについての意識を高める。
- (5) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、「いじめ」や「体罰」等を含む事例研究等を通じて研修を深める。
- (6) 教職員が率先して命を尊ぶ態度を示し、教職員研修などを通じて人権感覚を磨き、学校や学級全体が命を尊び、人権意識の高い集団として機能するように指導する。

## ○ インターネット・携帯電話利用の指導について

〈平成19(2007)年2月2日 18教指第617号〉

平素より、生徒指導の推進について、ご尽力、ご協力いただき誠にありがとうございます。インターネットや携帯電話の利用につきましては、平成18年(2006年)3月3日付け17教指第944号で「メディアリテラシー教育の手引」を各校に送付し、指導をお願いしているところですが、本年度におきましてもインターネットや携帯電話の利用に関わる児童生徒の問題

が増加しており、犯罪及び犯罪被害等の憂慮すべき事件が相次いでおります。

つきましては、市町村（学校組合）教育委員会ならびに各学校におかれまして、インターネットや携帯電話の利用実態の把握に努めるとともに、下記の事項にご留意の上、一層の取組と指導をお願いいたします。

なお、市町村（学校組合）教育委員会におかれましては、管内の小中学校へ周知いただきますよう、併せてお願いいたします。

## 記

### 1 学校・教職員の取組における留意事項

- (1) 「メディアリテラシー教育の手引」（※1）と「インターネット・携帯電話の指導について（教師用）」や平成18年11月実施の「携帯電話についてのアンケート（結果）」等を活用し、各校の教育計画に情報モラル教育やメディアリテラシー教育の推進を位置付けること。
- (2) 長野県教育委員会が提唱する「コミュニケーションデー」（※2）や「共育クローバープラン」（※3）を具体化した「ノーテレビデー」、「ノーゲームデー」などを取り上げ、児童生徒のメディア環境へのあり方について、家庭や地域と連携した取組みを積極的に推進すること。
- (3) インターネットや携帯電話の利用とその問題点について、刑法及びその他の犯罪関係特別法、著作権法、個人情報保護法（条例）等の観点から教職員が率先して研修を進め、この問題に関する理解と児童生徒に対する指導の共通理解を深めること。

### 2 児童生徒への指導における留意事項

- (1) 携帯電話（メール含む）の使用については、周りへの迷惑や医療上の影響等を考え、学校の内外を問わず時間、場所などのルールやマナーを守る必要があること。
- (2) メールや掲示板・チャット・ブログ（インターネット上の日記）などの書き込みサイトを利用して他人を誹謗・中傷することは、重大な人権侵害であり、名誉毀損や脅迫罪等刑法上の罪にあたること、また、場合によっては民事上の損害賠償等を請求される問題に発展する場合もあること。
- (3) 携帯電話やパソコン等からのメールや書き込みによる犯罪若しくはその虞（おそれ）のあるものについては、通信記録からその携帯電話やパソコンを特定できること。
- (4) 出会い系サイト、アダルトサイトなどの有害サイトへのアクセスやプロフ（プロフィール）等への個人情報の書き込みは、悪意を持った見知らぬ大人の世界や犯罪に巻き込まれる危険性が高いこと。
- (5) インターネットや携帯の過度な使用は依存性があり、人間関係の希薄化、コミュニケーション能力の低下など人格形成上の阻害要因となり、基本的な生活習慣の乱れ、集団への不適應等の要因となること。

### 3 保護者・家庭との連携における留意事項

- (1) 『家庭における子どもの「インターネット利用」「携帯電話使用」（保護者用）』や「親子で学ぶセイフネット講座」（※4）テキストをPTA活動やクラス懇談会等の機会に直接配付するなど、家庭・保護者への積極的な働きかけを行うこと。
- (2) 携帯電話の電話以外の機能（メール、インターネット、カメラなど）やその危険性、子どもの使い方・遊び方について親が把握すること。保護者が責任をもって、携帯電話の契約内容や初期設定、また、携帯電話やパソコンへの「フィルタリングソフト」（※5）のインストールを行うこと。
- (3) 携帯電話を利用する目的や内容、インターネットの利用時間・内容などについて、子どもと保護者が具体的なルールづくりや約束をすること。



## ○ 学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

〈平成21(2009)年3月19日 20教指心第225号〉

長野県教育委員会では、携帯電話の取扱いについて、平成19年2月2日付け教育長通知「インターネット・携帯電話利用の指導について」（18教指第617号）をはじめとして、様々な機会をとおして指導をお願いしてきたところです。

このような状況の中、依然として携帯電話をめぐる様々な問題が発生しており、今後も情報機器の進展とともに新たな影響も懸念されています。

つきましては、下記の基本方針並びに別紙「携帯電話をめぐる問題への取組について」を参考にし、一層の取組と指導をお願いします。

なお、市町村（学校組合）教育委員会におかれましては、管内の小中学校へ指導いただきますよう、併せてお願いいたします。

### 記

#### 1 学校における携帯電話の取扱いについて

##### (1) 小学校・中学校

現在、「学習に必要でないものは学校へ持ち込まない」などの指導により、すべての学校において、携帯電話の持込みは原則禁止されている。

今後とも、携帯電話が学校教育活動に支障とならないように、原則持込み禁止の基本方針を継続すること。

また、学校の基本方針については、児童生徒及び保護者の理解が十分得られるよう配慮し、保護者に周知徹底すること。

##### (2) 特別支援学校

携帯電話の持ち込みについては、盲学校・ろう学校・養護学校において携帯電話をコミュニケーションの道具として活用している現状も踏まえて、児童生徒の実態に応じて各学校が基本方針を定めること。

また、学校における携帯電話の使用の目的、使用上のルールを明らかにして、児童生徒及び保護者に周知徹底すること。

##### (3) 高等学校

現在、すべての学校において、授業中の使用を禁止している。

今後とも、ルールが十分守られているかなどの実態を把握し、携帯電話が学校教育活動に支障とならないようにすること。

また、携帯電話利用のルールやマナーについては、生徒が主体的に取り組む力をつけるために、必要に応じて生徒の意見を聞き、話し合う機会を設けるなどして、より効果的なものにする。

#### 2 学校における携帯電話の指導について

##### (1) 学校における情報モラル教育等の取組について

児童生徒の携帯電話利用の実態把握に努め、情報モラル教育を学年に応じて体系的に推進すること。

また、児童生徒が、コンピューターの操作等をとおして、情報を主体的に活用できる能力を高め、ネット上の危険を回避する能力やリスク対応の能力を身につけられるようにすること。

##### (2) 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

ネット上においても「いじめは人間として絶対許されない」という立場から、従来のいじめの問題への取組に加えて指導を充実させること。また、日常の児童生徒のサインを見逃さず、未然防止、早期発見・早期対応に努めること。

##### (3) 児童生徒の主体的な参加について

児童生徒の発達に応じて、ルールやマナーについて主体的に考えさせること。

その際、児童・生徒同士や保護者、地域の方と話し合うなど、情報化社会の一員として、ネット社会に参画する自覚と責任ある態度を培うこと。

### 3 家庭や地域との連携の強化について

学校において携帯電話の持込みを制限しても、携帯電話をめぐる問題は根本的には解決しない。学校は、家庭・地域と密接に連携しながら、学校外の使用も含め携帯電話に関する課題や指導方針について共通理解を図り取り組むこと。

### 4 市町村（学校組合）教育委員会の役割について

市町村（学校組合）教育委員会においては、各学校や地域の実態を踏まえた上で、学校に携帯電話の取扱いが適切になされるように基本方針を示す、学校・家庭に対する啓発活動を行う等、携帯電話についての取組を積極的に推進すること。

県教育委員会は、このため関係機関等との連携に努め、指導資料の作成、連絡会議等により市町村（学校組合）教育委員会と連携して施策を進める。

## ○ 暴力行為等の問題行動に対する取組について

〈平成22(2010)年5月27日 22教指心第41号〉

児童生徒にかかわる暴力行為等の問題行動の根絶につきまして、従来から対応をいただいているところですが、今年度になりまして、県内の中高校生による集団暴力等があいついで発生しており、大変憂慮しているところであります。

学校における暴力行為は、発生件数の増加とともに質的な変化が問題であり、児童生徒が社会等の変化に対応できず、友人や教師との関係が築けないまま、攻撃的な態度につながってしまうなど、様々な背景が考えられます。

各校においては、全職員が児童生徒の自尊感情や自己肯定感を大切にしながら、一人ひとりと向き合い、心の変化を素早くうけとめることが重要です。

つきましては、下記により、安全で安心できる学校生活を送ることができるよう家庭・関係機関等と密接な連携を取り、適切な対応に心がけるようお願いします。

## 記

### 1 暴力行為の予防に向けた取組

#### (1) 基本的考え方

暴力行為は、社会においても許されない行為であることから、「学校においてもいかなる理由からも絶対許されない行為である。」と明確に否定し、教職員の毅然とした対応や解決に向けた粘り強い姿勢が求められる。

「暴力は人権侵害でもあり、人権尊重の精神に反する。」との認識を教職員が共有し、一致協力した取組が大切である。また、被害者の悲しみ・憤りに心を寄せ、暴力否定の気持ちを自らの心に生み出せるような機会を設ける必要がある。

#### (2) 指導体制の確立

学校全体として暴力行為に対する一致した指導方針を共有し、管理職のリーダーシップにより、教職員間の役割分担を整えて、校内の指導体制を確立する必要がある。児童生徒の悩みなどに早期に対応する相談体制の充実、個別な事情を抱えた児童生徒への特別な配慮と指導の整備などが求められる。

#### (3) 多面的・客観的な個別理解

暴力行為の背景として、児童生徒の特性や発達段階からの個人を取り巻く家庭・学校・社会環境に至るまで様々な要因が考えられる。このことから、教員が生徒指導に関連した法律の知

識や教育相談の技法を学び、生徒理解に活かすことが求められる。必要に応じて、スクールカウンセラー等から専門的助言を求め、早期発見、早期対応に努める。

#### (4) 規範意識の育成

家庭教育におけるしつけや基本的生活習慣の確立を基盤として、他人への思いやりや互いを尊重して良さを認めあえる協調性の育成、学校や学級のきまりを守る意味と重要性などの継続的指導を進める。体験学習やボランティア活動、地域社会との連携した取組などを通じて規範意識の育成につとめる。

## 2 暴力行為の発生に伴う対応の基本項目

- ① 緊急性や軽重などを判断した迅速な対応
- ② 当事者（被害者と加害者）への対応と援助、周囲への指導
- ③ 正確な事実関係の把握
- ④ 指導方針の決定
- ⑤ 役割分担による指導と対応策の周知
- ⑥ 保護者、PTA、関係機関等との連携

(資料 県教育委員会ホームページ「飯田高等学校生徒刺殺事件検証委員会提言」を参照)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/sigoto/gyousei/iida/teigen1.pdf>

## ○ 携帯電話の指導について

〈平成23(2011)年2月17日 22教指心第135号〉

長野県教育委員会及び長野県では、携帯電話等の指導については、平成19年2月2日付け教育長通知「インターネット・携帯電話利用の指導について」(18教指第617号)、平成21年3月19日付け教育長通知「学校における携帯電話の取扱いなどについて」(20教指心第225号)をはじめとして、様々な機会を通して指導をお願いしてきたところです。

本年度、「ネットいじめ」やカメラ機能を使用した不適切な撮影など、依然として携帯電話をはじめとする携帯情報端末をめぐる様々な問題が発生しており、さらに情報機器の普及に伴う新たな影響も懸念されています。

さらに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成21年4月施行)により、青少年への提供が原則義務化されたフィルタリング機能の利用率は、低い水準にとどまっています。

については、各校において、3月の携帯電話購入の集中期を迎え、携帯電話等をめぐる諸問題の未然防止と、問題への的確な対応のために、年度末指導や入学者説明会等の機会を通じて、改めて平成21年3月19日付け教育長通知の趣旨の周知を図るとともに、下記の方針により一層の取組をお願いします。

記

### 1 学校における携帯電話等の指導について

- (1) 情報モラル教育を学年に応じて体系的に推進すること。また、情報教育において、児童生徒がコンピュータの操作等をとおして、主体的な情報活用能力を高め、ネット上のリスクを回避し対応する能力を身につけられるようにすること。その上で、情報化社会の一員として、ネット社会に参画する自覚と責任ある態度を培うこと。
- (2) 児童生徒に対し、「ネットいじめ」が重大な人権侵害であり、ネット上に流出した情報が回収困難で、重大な結果を招くことを再認識させるとともに、諸活動を通じて、児童生徒同士の心の結び付きを深め、人権感覚を養う取組を継続して行うこと。
- (3) 携帯電話等をめぐる生徒指導上の問題への迅速かつ的確な対応のため、教職員による必要な情報の収集を図るとともに、携帯電話の指導に関する講座を利用して研修を行うこと。

## 2 家庭や地域との連携の強化について

- (1) 学校は、家庭・地域と密接に連携しながら、学校外の使用も含め携帯電話に関する課題や指導方針について共通理解を図り取り組むこと。
- (2) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年4月施行）で、青少年が使用する携帯電話のフィルタリング機能の利用が保護者の判断に委ねられていることを踏まえ、保護者にフィルタリングの必要性と有効性を周知すること。
- (3) 携帯電話の所持や使用にあたっては、保護者と児童生徒が約束ごとを決めるよう働きかけること。

## ○(別紙) 携帯電話をめぐる問題への取組について

### 1 学校における携帯電話の取扱いについて

- 年度当初に児童生徒・保護者に対して、学校の基本方針を明確に伝える。
- やむを得ず携帯電話の持込みを認める場合は、取扱いのルールを定める。

### 2 学校における携帯電話の指導について

- 児童生徒の実態に応じた、情報モラル教育の年間指導計画を作成する。  
(各教科をはじめ、総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動との連携に留意)
- 「ネット上のいじめ」を人権教育・道徳教育などと関連づけて指導を行う。
- 携帯電話（インターネット）の問題について、危険性や禁止事項を説明するだけでなく、児童生徒が考える機会を積極的に設ける。（各教科の授業、児童生徒集会、講演会等）
- 携帯電話の生徒指導上の課題を把握して、関係機関と連携して取り組むこと。  
(・個人情報の流出 ・ブログ、プロフによるトラブル ・携帯電話への過度な依存 ・授業中の使用 等)

### 3 家庭や地域との連携の強化について

- 学校と保護者は、あらゆる機会を通して携帯電話をめぐる問題について理解を深める。  
(PTA、学級懇談会、家庭向け通知、地域懇談会等)
- 携帯電話のフィルタリング利用を推進する。

#### フィルタリングの設定率（長野県調査）

平成20年10月……小学生11.6%、中学生17.4%、高校生17.2%  
平成22年10月……小学生4.0%、中学生17.7%、高校生30.9%  
平成24年10月……小学生9.4%、中学生26.1%、高校生48.5%

- 携帯電話を利用するにあたり「家庭のルール」づくりを推進する。

#### ・「特に約束ごとはない」(長野県調査)

平成20年10月……小学生28.0%、中学生31.5%、高校生55.9%  
平成22年10月……小学生32.7%、中学生26.4%、高校生52.0%  
平成24年10月……小学生43.6%、中学生37.0%、高校生54.6%

・家庭のルール例 …… ユビキタス@nagano.vol 5 参照

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/ubiquitous.htm>)

#### 《参考ホームページ》

- ※1 指導資料「メディアリテラシー教育の手引」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/jouhou/seitosidou/sidousiryou/no79/index.htm>

- ※2 コミュニケーションデー

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/happyou/taisaku0505.pdf>

- ※3 ケータイ・インターネット指導のためのポータルサイト  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/ubiquitous.htm>
- ※4 「親子で学ぶセイフネット講座」テキスト  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/syougai/himawarikko/safenet18/safeteens.htm>
- ※5 共育クローバープラン  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/jouhou/gyousei/clover/index.htm>
- ※6 参考ホームページ例：財団法人インターネット協会フィルタリング連絡協議会  
<http://www.iajapan.org/filtering/>
- ※7 総務省：「インターネットトラブル事例集」  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

## ○ 学校における携帯電話等の指導、生徒指導体制の充実について

〈平成23(2011)年11月16日 23教指心第137号〉

先日、県内高等学校の校内において、生徒の暴力的なシーンが携帯電話のカメラ機能で撮影され、インターネット上へ動画が投稿されたことに端を発して、個人情報流出や誹謗中傷など様々な人権侵害が生じる事件が発生しました。その背景として、生徒の携帯電話・ネット利用における判断の甘さが、人間関係のトラブルを拡大させてしまったことも明らかになりました。

また、その他県内では、児童生徒が携帯電話等をめぐる諸問題の加害者や被害者となる事案が発生しており、生徒の暴力行為も、「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）において、発生件数が増加しているという憂慮すべき状況にあります。

については、長野県教育委員会では、学校における携帯電話等の指導、生徒指導体制の充実について、「学校における携帯電話の取扱いなどについて」（平成21年3月19日付け20教指心第225号）、「携帯電話等の指導について」（平成23年2月17日付け22教指心第185号）、「暴力行為等の問題行動に対する取組について」（平成22年5月27日付け22教指心第41号）をはじめとして、様々な機会を通して指導をお願いしてきたところですが、下記の方針により一層の取組をお願いします。

### 記

#### 1 メディアリテラシー教育・情報モラル教育の推進について

- (1) 児童生徒の発達段階に応じて、各教科、総合的な学習の時間、道徳などの学習を通じ、情報社会の一員として、適正な活動を行うための基となる考え方や態度を養うこと。
- (2) 児童生徒が携帯電話やインターネットを活用するにあたり、危険を回避する方法を学ぶとともに、肖像権や知的財産権保護など情報モラルへの配慮に気付かせること。その際、写真や動画の撮影やネット上の発言は重い責任を伴い、犯罪や人権侵害につながりかねないことを改めて周知すること。
- (3) インターネット上に投稿したり、流出したりした情報は回収困難で、プライバシー侵害の連鎖など、深刻な結果を招くことを再認識させ、情報の安全な活用と情報の発信者としての責任について考えさせること。

#### 2 学校・家庭における携帯電話等の指導について

- (1) 各校における携帯電話使用上のルールを徹底し、携帯電話に関する課題や指導方針について保護者と共通理解を図りつつ、地域と連携して指導に取り組むこと。
- (2) 携帯電話の所持や使用にあたっては、フィルタリング機能を利用するとともに、家庭での使用を含め、保護者と児童生徒が約束ごとを決めるよう一層働きかけること。

- (3) 携帯電話等をめぐる問題発生時には、関係機関と連携して問題の拡大を防ぐとともに、サイト管理者やプロバイダーに対する削除要請を行う等、迅速な対応に努めること。

### 3 生徒指導上の問題を未然に防ぐための体制整備について

- (1) 教職員は、児童生徒の発するサインの把握に努め、児童生徒の相談や訴えにも的確に対応すること。
- (2) 生徒指導担当・教育相談担当の係会、学年会、職員会議などで生徒情報を定期的に共有できるよう、校内体制の充実を図ること。
- (3) 個別支援が必要な児童生徒の指導にあたっては、校種間連携を強化するとともに、校内外のチーム支援体制で臨むこと。
- (4) 学校での諸活動を通じて、児童生徒同士のコミュニケーション能力を育成し、心の結び付きを深めるとともに、自己肯定感と他者尊重に基づく人権感覚を養う取組を継続して行うこと。

## ○ いじめの問題に関する取組の徹底について（通知）

〈平成25(2013)年1月30日 24教指心第169号〉

いじめの問題に関する指導につきましては、「生徒指導の充実・改善について」（平成18年11月15日付け18教指心第469号長野県教育委員会教育長通知）や、「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」（平成22年11月25日付け22教指心第143号長野県教育委員会教育長通知）等において取組をお願いしているところですが、「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」及び「いじめ対応に係る学校訪問」からも、いじめの問題への取組の更なる強化に向けた課題が浮き彫りになっております。また、このことについて、平成24年11月27日付け文部科学省大臣官房長より、「『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査』を踏まえた取組の徹底について」の通知があったところです（平成24年12月4日付け24教指心第143号）。

つきましては、各学校におかれては、いじめの実態把握に関するアンケート調査や、いじめの問題に関する研修、いじめの問題への取組に関する定期的な点検の実施、警察との連携等について、下記の点に御留意の上、取組の更なる徹底を図るようお願いいたします。

### 記

- 1 「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る」、「本人がいじめと感じればそれはいじめである」、「いじめは人として絶対に許されない」ということを基本認識として全教職員で再確認する。
- 2 いじめの問題への取組について、実情に応じた点検項目を定め、これに基づく定期的な点検を行う必要がある。点検は、一部の教職員にのみ関係する点検項目を除き、全教職員で行い、点検結果やこれに基づく課題については、全教職員で共有し、取組の改善につなげる。（別紙1「いじめ問題への取組チェック表：学校用」を活用する。）
- 3 各学校の実情に応じた「いじめ対応マニュアル」を整備し、組織的な早期対応、関係機関との連携などについて、全教職員で確認する。さらに、このマニュアルに基づく対処方針や指導計画等について、保護者や地域住民に公表し理解を得る。
- 4 定期的に「アンケート調査」を実施し、児童生徒から直接状況を聞くとともに、各学校の実情に応じて、「個別面談」や「生活ノート」等を活用して、日常的に実態を把握する。
- 5 いじめの早期発見・早期対応のため、家庭との協力のもと、児童生徒の生活や人間関係についてきめ細かく把握する。

- 6 いじめの問題に関する校内研修を計画的に実施し、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点などについて教職員間で共通理解する。
- 7 いじめが生じた際には、特定の教員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する。また、いじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、連携して対応する。
- 8 犯罪として取り扱われるべきと認められるいじめや暴力行為等に対しては、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要である。こうした学校の対応方針について、日頃から保護者に周知し、理解を得ておく。
- 9 教育相談担当教員や養護教諭、スクールカウンセラーなどとの校内連携により、教育相談体制を充実させる。また、学校内外の相談窓口について、児童生徒及び保護者に対し周知徹底する。教育相談の実施に当たっては、相談の内容に応じ、医療機関などの専門機関と連携する。
- 10 携帯電話やインターネット等による誹謗中傷は、法的責任を問われることもある卑劣な人権侵害であることを踏まえ、児童生徒及び保護者への啓発を計画的に行い、情報モラルについての意識を高める。
- 11 教職員が率先して人権を尊重する態度を示し、学校や学級が人権意識の高い、安心・安全で温かい集団として機能するよう、日頃から人権感覚を磨き続ける。
- 12 いじめの問題に関する学校評価の実施に際しては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、以下の評価項目や観点の例を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。
  - ・ いじめ対応マニュアルを整備し、対処方針や指導計画を明確にしているか。
  - ・ 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにしていじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
  - ・ これらの方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
  - ・ いじめが生じた際に、学校全体で迅速かつ組織的対応ができる体制が整備され、それが機能しているか。
  - ・ 指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際し、教員間の引き継ぎを丁寧に 行っているか。
- 13 いじめの問題に関する教員評価について、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価に際し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解や未然防止、早期発見の取組、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な組織的対応等が評価されるよう留意する。

## 《参考資料》

- 1 緊急時連携体制について（別紙1）
  - 2 不審者情報への対応（別紙2）
  - 3 不審者被害への対応（別紙3）
  - 4 交通事故への対応（別紙4）
  - 5 事故報告の扱い（別紙5）
  - 6 少年事件手続きの流れ（別紙6）
- 7 「長野県教育関係職員必携 平成21年版」より（「」はページ数を示す。）
- 長野県立学校長職務規程……………「P275」  
（昭和25年7月25日 教育委員会訓令第2号）
  - 学校における暴力事件の根絶について……………「P323」  
（昭和32年7月29日 32教義第118号 教育長通知）
  - 学校における教育職員の児童・生徒に対する体罰の根絶について……………「P324」  
（昭和39年4月6日 39教義第98号 教育長通知）
  - 小・中学校および高等学校の修学旅行等について……………「P330」  
（昭和42年1月30日 42教義第18号 教育長、総務部長通知）
  - 旅館、ホテルに係わる防火安全について(抄)……………「P335」  
（昭和56年4月13日 55消第534号 教育長通知）
  - 学校事故防止について……………「P341」  
（昭和26年4月12日 教管財第138号 教育長、総務部長通知）
  - 学校施設・設備の防犯・防火対策等について……………「P342」  
（昭和63年2月9日 62教高第439号 教育長通知）
  - 化学薬品による事故防止について……………「P343」  
（昭和45年8月22日 45教保第137号 教育長通知）
  - 学校における薬品類の保管・管理について……………「P345」  
（平成11年4月6日 11教保第16号 教育長通知）
  - 技術家庭科並びに工業科における工作機械等の使用による事故の防止について「P348」  
（昭和58年9月2日 58教保第202号 教育長通知）
  - 技術家庭科における工作機械等の使用に関する安全管理並び指導について……………「P349」  
（昭和58年9月22日 58教指第385号 教育長通知）
  - 教育基本法第8条に対する意見……………「P357」  
（昭和24年7月 長野県教育委員会）
  - 長野県人権教育・啓発推進指針……………「P360」  
（平成15年4月策定 長野県）
  - 学校教育の政治的中立性の確保について……………「P366」  
（昭和42年12月27日 42教高第858号 教育長通知）
  - 義務教育諸学校等に係る報告事項等について……………「P367」  
（昭和59年3月2日 58教義第417号 教育委員会通知）
  - 「児童生徒による非行事案等に係る学校と警察の連絡」運用要領……………「P379」  
（平成18年2月7日制定 長野県教育委員会）
  - 学校環境衛生基準の施行について……………「P448」  
（平成21年4月9日 21教保第22号 教育長通知）
  - 交通安全教育の徹底について……………「P453」  
（昭和61年7月7日 61教保第176号 教育長、総務部長通知）
  - 二輪車の事故防止に関する総合対策について……………「P454」  
（平成元年8月22日 元教保第206号 教育長・総務部長通知）
  - 水泳、登山等の野外活動における事故防止及び熱中症の予防等について……………「P455」  
（平成21年6月19日 21教ス第202号 教育長他通知）
  - スキー、スケート及び冬山登山の事故防止について……………「P460」  
（平成10年12月18日 10教体第231号 教育長他通知）
  - 児童・生徒の体育活動による事故防止等について……………「P464」  
（昭和45年7月13日 45教体第141号 教育長、総務部長通知）



- 児童生徒の運動競技について……………「P465」  
(平成13年4月23日 13教体第64号 教育長、総務部長通知)
- 中学校・高等学校の運動部活動等における事故防止について……………「P467」  
(昭和57年6月2日 57教体第87号 教育長、総務部長通知)
- 中学校部活動の適性な運営について  
(平成6年2月7日 5教体第235号 教育長通知) ……………「P468」
- 中学校における部活動の適正な実施について  
(平成14年6月10日 14教義第124号 14教指第246号 14教体第87号  
教育長通知) ……………「P469」

## 8 その他の資料

### (生徒指導全般)

- 心と行動のネットワーク ～心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ～  
(平成13年4月 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議)
- 未成年者の喫煙・飲酒状況等調査結果報告書  
(平成14年3月 長野県衛生部保健予防課)
- メディアリテラシー教育の手引  
(平成18年2月28日発行 長野県教育委員会)
- 「生徒指導体制の在り方についての調査研究」(報告書)ー規範意識の醸成を目指してー  
(平成18年5月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)
- 「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」(非行防止教室を中心とした取組)  
(平成18年5月 文部科学省・警察庁)
- 養護教諭のための児童虐待対応の手引き (平成19年11月 文部科学省)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08011621.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm))
- 学校の危機管理マニュアル ー子どもを犯罪から守るためにー 他  
(平成19年11月 文部科学省)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289310.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm))
- 「集まってひとつの花」～いじめのない集団づくりのために～  
(平成20年3月 生徒指導総合対策委員会/長野県教育委員会)
- 教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応  
(平成20年4月 文部科学省)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1260335.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1260335.htm))
- 生徒指導資料第1集「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導ーデータに見る生徒指導の課題と展望ー(改訂版)」(平成21年3月国立教育政策研究所生徒指導研究センター)  
(<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/1syu-kaitei/1syu-kaitei.htm>)
- 教師が知っておきたい 子どもの自殺予防 (平成21年3月 文部科学省)  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm))
- 運動部活動指導の手引き  
(平成22年3月 長野県地域スポーツ人材活用促進委員会・長野県教育委員会)  
(<http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/taiiku/bukatutebiki.htm>)
- 「生徒指導提要」  
(平成22年3月 文部科学省)  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/22/04/1294538.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1294538.htm))
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成22年3月 文部科学省)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289310.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm))
- 子どもの心のケアのために ー災害や事件・事故発生時を中心に  
(平成22年7月 文部科学省)  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1297484.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm))
- 初任教員向け生徒指導資料 「これだけは押さえよう！～生徒指導はじめの一步～」

- (平成 24 年 3 月 国立教育政策研究所)  
<http://www.nier.go.jp/shido/shoninsha/index.html>)
- 人権教育指導資料集 人権教育を進めるために  
 (平成 24 年 3 月 長野県教育委員会)  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/jinken44/gakko.pdf>)
  - 「生徒指導リーフ」シリーズ  
 (平成 24 年 4 月～ 国立教育政策研究所)  
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>)

(不登校に関わって)

- 「不登校への対応のあり方について (通知)」 (平成 15 年 5 月 文部科学省)
  - ・ 教育支援センター (適応指導教室) 整備指針 (試案)
  - ・ 民間施設についてのガイドライン (試案)[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t20030516001/t20030516001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20030516001/t20030516001.html))
- 「中 1 不登校調査 (中間調査) —不登校の未然防止に取り組むために—」  
 (平成 15 年 8 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)  
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/tyu1.pdf> )
- 「不登校の未然防止に取り組むために —中 1 不登校生徒調査から分かったこと—」  
 (平成 16 年 3 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)  
<http://www.nier.go.jp/a000110/1panf.pdf>)
- 「生徒指導資料第 2 集」 「不登校への対応と学校の取組について」  
 (平成 16 年 6 月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)  
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/hutoukou2/honbun.htm>)
- 「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」 (平成 17 年 7 月 文部科学省)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm))
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」 (平成 17 年 7 月 文部科学省)
  - ・ 不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の特例について 等[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041202.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041202.htm))
- 「不登校対策の行動指針」 (平成 22 年 3 月 長野県不登校対策検討委員会)  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/shingikai/futoko/shishin.pdf> )
- 「不登校対策の行動指針 (改訂版)」 (平成 24 年 10 月 長野県不登校対策検討委員会)  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/kyougaku/futoko/H24/shishin.pdf>)

#### IV いじめ関連資料

ながのけん  
～長野県のすべての子どもたちへ～  
みのが      ながのけん      きょうどう  
“いじめを見逃さない長野県”をめざす共同メッセージ

なが      の      けん      ち      じ      あ      べ      しゅ      いち  
長      野      県      知      事      阿      部      守      一  
ながのけんきょういくいいんかいいんちよう      や      ざ      き      か      ず      ひ      ろ  
長野県教育委員会委員長      矢      崎      和      広

ながのけん      す      こ      つた  
長野県に住んでいるすべての子どもたちに伝えたいことがあります。

わたし      ながのけん      ほんき      かんが  
私たちは長野県からいじめをなくしたいと本気で考えています。いじめ  
られている子どもがいたら、全力でその子を守りたいと思っています。

いままで、私たちおとなは、いじめられた子どもたち、いじめてしまった  
子どもたち、いじめを訴えてきた子どもたちの声や気持ちを、十分に受け  
とめきれなかったことがあったかもしれません。

いじめられるのは、その子が悪いからではありません。いじめられていい人  
なんて誰一人いません。私たちは、いじめを絶対に見逃してはいけないと思  
っています。

いじめをなくすためには、みなさんの協力がどうしても必要です。

あなたが、いじめを見かけたら、また自分がいじめを受けたら、勇気を出し  
て、できるだけ早く、誰か身近なおとなに相談してください。

あなたの声をちゃんと聴くことができるように、私たちは、これから一生  
懸命に努力します。

自分のつらい気持ちをわかってくれるおとなが見つかるまで、絶対にあきら  
めなないでください。あなたが困っている時に、必ず助けてくれるおとなが  
いるということを、どうか信じてください。

みなさんが直接相談できる電話を用意して待っています。どんなことでも  
かまわないので勇気を出して電話してください。

- こどもの権利支援センター      026-235-7458      または
- 24時間いじめ相談電話      0570-078310

～長野県のすべての大人のみなさまへ～  
**“いじめを見逃さない長野県”を目指す共同メッセージ**

長野県知事 阿部 守一  
長野県教育委員会委員長 矢崎 和広

いま私たちは、いじめを見逃さず、いじめから子どもを守るという決意を、長野県のすべての大人のみなさんに向けて呼びかけます。

いじめは、いじめられる子どもはもちろんのこと、いじめをしてしまう子どもにとっても大変不幸なことです。どの子どもたちも苦しんでいます。

長野県の子どもたちが、互いにいじめたり、いじめられたりという関係にならないように、私たち大人が、身近にいる子どもたちをしっかりと見守っていかねばなりません。

連日のように、全国各地でいじめによる悲しく痛ましいニュースが報道されています。そして残念ながら長野県でもいじめは存在しています。

そうした現状に対して私たちは、“いじめをなくしたい”という一人ひとりの思いをあらたにし、今後、長野県の子どもたちがいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように、子どもたちへの日々のまなざしを大切にし、子どもたちの声に丁寧に耳を傾けなければなりません。

どのような理由があっても、いじめが正当化されることはありません。

いじめという行為は絶対に許されないという強い意志を、大人どうし、そして子どもたちと共有することが、いじめから子どもたちを守る第一歩です。

私たちも行政として、これまでの経験をしっかりと活かし、学校や保護者、市町村などのみなさんと密に連携しながら、いじめを見逃さない、いじめに苦しむ子どもを出さないための具体的な方策を、ひとつひとつ着実に、そして継続的に実施していきます。

もしあなたの身近に、いじめられたり、逆にいじめたりする子どもがいるならば、その事実を放置したり、対応をあきらめたりすることなく、私たちと共にいじめに向き合う勇気を持ってください。ぜひ私たちと一緒に考え、行動しましょう。

なお県では、以下の支援センターで、大人のみなさまからのご相談もお受けしています。いじめ対応についてどうぞお気軽にお電話ください。

● **こどもの権利支援センター**      **026-235-7458**  
(大人からのご相談もお受けします)



長野県教育委員会

教学指導課心の支援室生徒指導係

電話：026-235-7436